

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

農業用ビニール、ポリの回収を行います

八街市廃プラスチック対策協議会では、資源循環型農業の実現のため、農業で使用済みの農業用ビニール、ポリ、マルチの回収を行います。

時 8月24日(木)～10月3日(火)の毎週火曜・木曜日
午前7時30分～9時

※小雨決行、荒天中止
場 JA千葉みらい八街支店裏 (8月24日(木)～9月21日(木))
JA千葉みらいグリーンやちまた裏 (9月26日(火)～10月3日(火))

○品目規格を守り、それぞれ区分して結束してください。
○フッ素系フィルム、硬質フィルム、育苗箱、糸入り塩化ビニール、塩ビ管などは回収できません。
○ゴム片、石、金属、竹、木片、作物残渣などは絶対に混入させないでください。
○使用済みのビニール・ポリは、保管しないで毎年処分してください。

回収料

自己負担分 15円/kg

○次の表にしたがって梱包し、回収場所に搬入してください

分類	廃ビニール A	廃ビニール B	廃ポリ
対象品	平成23年3月に展開された塩化ビニールフィルム	廃ビニール A以外の塩化ビニールフィルム	ポリエチレン・サクビ・PO (ポリオレフィン) などのフィルム
洗浄	水を洗い、拭き取り、乾燥させた後、状態を良くしてから回収してください。	できるかぎり、土などの付着物を取り除き、水で洗い、乾燥させた後、回収してください。	土などの付着物を充分払いおとす。
規格	重さ15kg程度まで	重さ15kg程度まで	重さ15kg程度まで
結束	排出するフィルムと同種類のものをひもにする。	排出するフィルムと同種類のものをひもにする。	左と同じつづら折りか杭を利用したぐるぐる巻き
その他	登録番号と「廃ビニール A・B」または①・②を記載	登録番号と「廃ビニール A・B」または①・②を記載	登録番号など記載不要

10月1日現在で就業構造基本調査を実施します

この調査は、ふだん仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて明らかにし、雇用政策などの基礎資料として活用されます。

8月下旬から、調査対象の地域にお住まいの世帯を訪問しますので、調査へのご協力をお願いいたします。

※調査員は「調査員証」を携帯しています。

企画政策課

☎ 443-1114

図書館の夜間開館業務内容が変わります

図書館では祝日開館に伴い、11月1日(水)より夜間開館の業務内容が変わります。

夜間開館業務変更
毎週水曜・金曜日の夜間開館業務が、貸出と返却業務のみとなります。(利用登録、複写、所蔵調査、書庫出納などは午後5時以降は行いません)

※ご不便をおかけしますが、今後とも、ご理解とご協力をお願いいたします。

図書館

☎ 444-4946

ご存じですか、福祉の手当

特別障害者手当
知的・精神または身体に、著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者の方に支給。

障害児福祉手当
知的・精神または身体に、重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害児の方に支給。

特別児童扶養手当
知的・精神または身体に、重度あるいは中度の障害がある20歳未満の在宅障害児の保護者の方に支給。

ねたきり身体障害者福祉手当
6カ月以上ねたきりで、日常生活のほとんどに介護を要する20歳以上65歳未満の在宅

障害者の方、またはその方と同居し介護している家族の方に支給。

在宅重度知的障害者福祉手当
最重度・重度の療育手帳の交付を受けている20歳以上の在宅障害者の方、またはその方と同居し介護している家族の方に支給。

※それぞれ手当ごとに認定要件および所得制限があります。

現況届の提出
現在手当を受給されている方は、現況届を提出する必要があります。現況届など必要書類が届いていない場合は、ご連絡ください。

提出期限
9月11日(月)

障害がい福祉課
☎ 443-1649

学校給食費の納付をお願いします

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達を目的の一つとしており、バランスのとれた栄養豊かな給食を提供するために、食材料の購入や調理、配送などさまざまな過程を経ていきます。

保護者の皆さまに納めていただいている給食費は、「食料の購入費のみ」に充てており、施設の整備費や調理などの人件費、光熱水費、給食の配送委託などの経費は、市が負担しています。

給食費が未納となりますと、児童・生徒の食べる給食に大きな影響が出るようになります。

銀行口座の残高不足などにより、口座振替ができなかった場合は、学校に通うお子さんを通して納入通知書を送付しています。納入通知書の裏面に記載のある各金融機関のほか、各小・中学校、学校給食センターで給食費の支払いをお願いします。

経済的に給食費の支払いが困難な方は、家族の収入状況

に依りて援助を受けられる場合がありますので、学校教育課(☎ 443-1446)にご相談ください。

給食費の未納者には、保護者間の公平性を確保するため、催告書や督促状の送付を行うとともに、各小・中学校と学校給食センターが連携し、学校における保護者面談などで納付をお願いしています。

特別な理由もなく、納入指導にも応じない悪質な長期未納者には、法的措置として簡易裁判所への支払督促申立てを行っております。

保護者の皆さまには学校給食の意義をご理解いただきまが、給食費の支払いに遅延がないようお願いいたします。

学校給食センター
☎ 444-1181

八街市議会9月定例会のお知らせ

八街市議会9月定例会は、8月31日(木)から9月25日(月)までの日程で行われる予定です。

○一般質問日程
9月5日(火)・6日(水)・7日(木) 午前10時

議会事務局

☎ 443-1482

